平成２５年（フ）第２６７号
兵庫県尼崎市大島１丁目18番12号　エクシオⅡ303号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目６番22―503号
破産者　井　　秀光
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２４号
兵庫県芦屋市大原町27番９号　メゾン大原201号、前住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番９―303号
破産者　今西　正幸
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６１号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目11番９号
破産者　松原　耕一
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県丹波市春日町栢野469番地
破産者　山内　佳子（旧姓中村）
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
奈良県生駒郡平群町吉新３丁目６番25号
破産者　美濃部洋一
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４００号
和歌山市善明寺240番地の20
破産者　小田　寿代
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２６号
和歌山市西浜1121番地の５
破産者　岡田　善隆
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２７号
和歌山市西浜1121番地の５
破産者　岡田　悦子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８３５号
広島県廿日市市深江３丁目11番17号
破産者　カギの救急車こと広島ロックこと　川崎　　伸
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２号
広島県福山市駅家町大字万能倉230番地１３号、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉35番地42
破産者　西木あや子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２号
香川県高松市高松町175番地５、開始決定時の住所香川県善通寺市文京町１丁目３番11号
破産者　福本　隆裕
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第８０号
茨城県土浦市荒川沖町南区１番13号
破産者　檜山木材株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１９号
仙台市宮城野区中野字神妻86番地
破産者　株式会社アートシティ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
名古屋市中村区竹橋町15番３号
破産者　有限会社フイジカル
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６２号
名古屋市中村区太閤５丁目３番12号
破産者　有限会社エコセラム
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９号
三重県三重郡菰野町大字榊828番地１
破産者　内田　貞己
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
三重県いなべ市北勢町麻生田1253番地８
破産者　平賀　経彦
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
三重県四日市市諏訪町６番11号　ピュアコート705、前住所三重県三重郡菰野町大字大強原2801番地３
破産者　天野　郁夫
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
三重県四日市市午起２丁目1505番地
破産者　株式会社ナイガイ・エキスプレス
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係